

# 改正NPO法&新寄附税制

平成23年6月にNPO法及び寄附税制が改正され、認定NPO法人に関する税制優遇措置の拡大や、認定NPO法人制度の国税庁から都道府県等への移管などが行われることとなりました。

今回は、平成24年4月1日から都道府県等で申請受付を行うこととなる認定NPO法人制度について確認してみたいと思います。

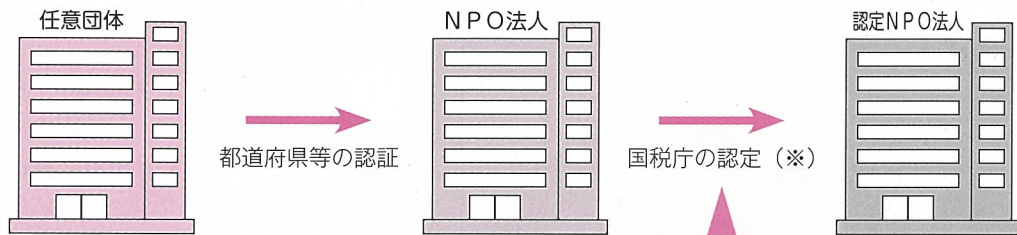
## 1 認定NPO法人制度とは？

NPO法人への寄附を促す制度です。その目的は「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。  
【認定NPO法人になるためには、認定を受ける必要があります。】

認定NPO法人とは、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして、国税庁の認定を受けているものをいいます。

なお、今回のNPO法の改正により、**平成24年4月1日からは、都道府県又は政令市が認定を行います。**

### 認定イメージ



※平成24年4月1日からは、都道府県又は政令市が認定を行います。

## 2 認定NPO法人になることによるメリットとは？

認定NPO法人の税制上の優遇措置は大きく**2つ**あります。

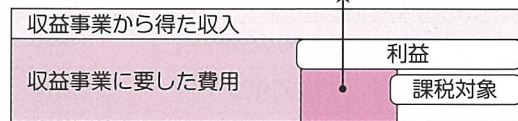
### 1 認定NPO法人に対する寄附者への税制優遇措置

- 個人が寄附する場合…寄附金控除（所得控除or税額控除）が受けられます。
- 法人が寄附する場合…一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額があります。
- 相続財産等を寄附する場合…認定NPO法人に寄附した相続財産等は非課税となります。

この部分について収益事業以外に支出した場合、損金算入が可能

### 2 認定NPO法人自身の税制上の優遇措置

- みなし寄附金制度…収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。



## 3 認定NPO法人になるための要件とは？

認定NPO法人になるためには次の要件を満たす必要があります。

- ① パブリックサポートテスト（PST）が一定の基準以上であること。（PST：寄附金等収入金額／経常収入金額 $\geq$ 20%、3,000円以上の寄附者が年平均100人以上、都道府県等から条例で個別指定を受けている、以上3つのうち、いずれかを満たすこと。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。 ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。 ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反等がないこと。 ⑧ 所轄庁から証明書の交付を受けていること（※）⑨設立から1年を超えていること。

※ 平成24年4月1日からは、都道府県又は政令市が認定を行うため、⑧の要件は不要となります。

## 4 平成24年4月1日からはどこに申請すればいいの？

平成24年4月1日からは、**山形県が認定**を行います。なお、申請窓口につきましては、法人の事務所の所在地によって異なりますのでご注意ください。

また、認定審査の円滑化・迅速化のため、各問い合わせ窓口へ必ず**事前相談（予約制）**を行ってくださるようお願いいたします。

### 【認定NPO法人の申請窓口】

- 山形県庁（山形市、上市市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町のみ事務所に置く場合）
- 村山総合支庁（村山地域に主たる事務所を置く場合。ただし、山形市、上市市、村山市及び河北町のみ事務所に置く場合を除く。）
- 最上総合支庁（最上地域に主たる事務所を置く場合。）
- 置賜総合支庁（置賜地域に主たる事務所を置く場合。ただし、南陽市のみ事務所に置く場合を除く。）
- 庄内総合支庁（庄内地域に主たる事務所を置く場合。ただし、庄内町のみ事務所に置く場合を除く。）